

佐賀県教育委員会訓令甲第3号

県立学校

佐賀県立学校長の権限に属する事務の専決等に関する規程（昭和56年佐賀県教育委員会訓令甲第1号）の一部を次のように改正する。

平成26年4月28日

佐賀県教育委員会委員長 牟田清敬

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後								
<p>別表第2（第4条関係）</p> <table border="1"><thead><tr><th data-bbox="237 544 1102 592">統括事務長及び事務長の専決事務</th></tr></thead><tbody><tr><td data-bbox="237 592 1102 639">1～6 略</td></tr><tr><td data-bbox="237 639 1102 759">7 <u>財団法人佐賀県教育職員互助会（昭和47年12月1日に財団法人佐賀県教育職員互助会という名称で設立された法人をいう。）</u>の事務に関する事。</td></tr><tr><td data-bbox="237 759 1102 799">8～17 略</td></tr></tbody></table>	統括事務長及び事務長の専決事務	1～6 略	7 <u>財団法人佐賀県教育職員互助会（昭和47年12月1日に財団法人佐賀県教育職員互助会という名称で設立された法人をいう。）</u> の事務に関する事。	8～17 略	<p>別表第2（第4条関係）</p> <table border="1"><thead><tr><th data-bbox="1167 544 2027 592">統括事務長及び事務長の専決事務</th></tr></thead><tbody><tr><td data-bbox="1167 592 2027 639">1～6 略</td></tr><tr><td data-bbox="1167 639 2027 759">7 <u>一般財団法人佐賀県教職員互助会</u>の事務に関する事。</td></tr><tr><td data-bbox="1167 759 2027 799">8～17 略</td></tr></tbody></table>	統括事務長及び事務長の専決事務	1～6 略	7 <u>一般財団法人佐賀県教職員互助会</u> の事務に関する事。	8～17 略
統括事務長及び事務長の専決事務									
1～6 略									
7 <u>財団法人佐賀県教育職員互助会（昭和47年12月1日に財団法人佐賀県教育職員互助会という名称で設立された法人をいう。）</u> の事務に関する事。									
8～17 略									
統括事務長及び事務長の専決事務									
1～6 略									
7 <u>一般財団法人佐賀県教職員互助会</u> の事務に関する事。									
8～17 略									

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。